
第6章 子ども・子育て支援の体制整備

1 子ども・子育て支援事業の基本的な枠組み

市町村子ども・子育て支援事業計画には、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、教育・保育提供区域を設定し、各事業の「量の見込み」（利用の見込み数〈＝需要〉）と、これに対する「確保方策」（定員数や事業の提供体制〈＝供給〉）を記載する需給計画を作成することとされています。

これにより、市民のニーズに対応した事業体制を確保し、本市の子ども・子育て支援を推進していきます。

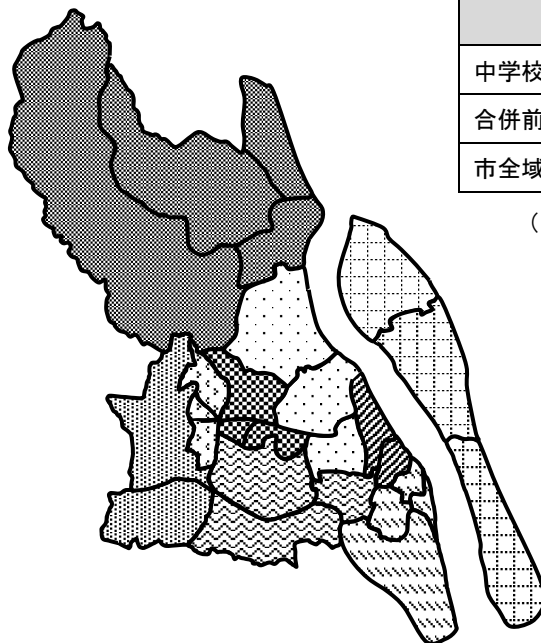
(1) 教育・保育提供区域の設定

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、施設の整備の状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を定めることとされています。

教育・保育提供区域は、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となりますが、実態に応じて、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することもできます。

本市では、桑名市子ども・子育て会議での審議に基づき、各事業の特色や利用実態等を考慮して、事業により区域を設定します。なお、設定する区域の種類は図表6-1のとおりです。

図表6-1 教育・保育提供区域



区分	数	備考
中学校ブロック（※）	9	中学校ごとの区割り
合併前の旧行政区	3	旧桑名市、多度地区、長島地区
市全域	1	市全体を1つの区域として設定

（※）中学校区を基本としながら、便宜上近隣小学校区の組み合わせにより区域を設定する。

(2) 量の見込みの算出方法

各年度における利用の見込み数である「量の見込み」については、国から示された手引きやワークシートに従って、概ね次のように算出しました。

① 各年度の子ども数を推計します。

② ニーズ調査に基づき、子どもの年齢別に家庭類型とサービスの利用意向率を推計します。

*家庭類型とは、父母の有無、親の就労状況・就労意向から、「ひとり親家庭」「フルタイム×フルタイム」「フルタイム×パートタイム」などに分類したものです。

③ ②で推算出した子どもの年齢別・家庭類型別のサービスの利用意向率に①で推計した各年度の推計子ども数を積算して見込み量を算出します。算出にあたっては、国が示したワークシート、量の見込みの算出等のための手引きを用いています。

④ ③のワークシートで算出された見込み量と、利用状況等の実態を勘案して見込み量の調整を行います。

(3) 子ども数の推計

各年度の推計子ども数(0～11歳)は、桑名市総合計画での年齢別人口割合を参考に、年少人口実績より推計しております。

図表6-2 計画期間の推計子ども数

単位：人

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～11歳	14,241	13,793	13,423	13,029	12,661
0～2歳	3,023	2,971	2,945	2,922	2,900
0歳	989	981	974	967	961
1歳	1,002	985	978	968	960
2歳	1,032	1,005	993	987	979
3～5歳	3,332	3,204	3,112	3,042	2,988
3歳	1,069	1,032	1,010	996	987
4歳	1,109	1,066	1,034	1,011	994
5歳	1,154	1,106	1,068	1,035	1,007
6～8歳	3,734	3,568	3,454	3,325	3,198
6歳	1,196	1,148	1,107	1,067	1,030
7歳	1,234	1,195	1,154	1,109	1,066
8歳	1,304	1,225	1,193	1,149	1,102
9～11歳	4,152	4,050	3,912	3,740	3,575
9歳	1,359	1,301	1,232	1,197	1,149
10歳	1,391	1,357	1,307	1,233	1,194
11歳	1,402	1,392	1,373	1,310	1,232

2 教育・保育の量の見込みと確保方策等

(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育（幼稚園、保育所（園）、こども園等）の「量の見込み」と「確保方策」は図表6-3のとおりです。

「確保方策」は、現在把握している定員数の変更を踏まえて計上しています。また、子ども・子育て支援新制度の移行についても現時点での意向を踏まえて計上していますが、私立幼稚園の計画期間中の子ども・子育て支援新制度への移行はこれに拘束されるものではありません。なお、就労の状況を勘案して2号認定を受けることのできる家庭でも、幼稚園の利用を希望されている場合は、1号認定の「量の見込み」と合わせて、幼稚園の定員数で確保を図ります。

<教育・保育の支給認定区分>

支給認定区分	内容
1号認定	子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合 【利用先】：幼稚園、認定こども園（教育認定）
2号認定	子どもが満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた場合 【利用先】：保育所（園）、認定こども園（保育認定）
3号認定	子どもが満3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた場合 【利用先】：保育所（園）、認定こども園（保育認定）、地域型保育

<教育・保育に関する施設・事業>

区分	施設・事業	内容
教育・保育施設	幼稚園	遊びをとおして、小学校以降の生活や学習の基礎を培う教育施設
	保育所（園）	就労などのため家庭での保育が困難な子どもを、保護者に代わって保育を行う児童福祉施設
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、幼児期の学校教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て支援を行う施設
地域型保育	小規模保育事業	少人数（6～19人以下）を対象に、就労などのため家庭での保育が困難な子どもの保育を行う事業
	家庭的保育事業	少人数（5人以下）を対象に、就労などのため家庭での保育が困難な子どもの保育を行う事業
	居宅訪問型保育事業	障害、疾病等により保育所等での保育が困難な場合、保育が必要な子どもの居宅において保育を行う事業
	事業所内保育事業	企業等が、従業員の子どもに加え、地域の子どもを受け入れて保育を行う事業

図表 6-3 教育・保育の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

単位：人

< 1号認定 >

区分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		1,697	1,633	1,586	1,549	1,523
確保 方策	②特定教育・保育施設	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	③確認を受けない幼稚園(定員)	920	920	920	920	920
	合計	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020
過不足：(②+③) - ①		323	387	434	471	497

※「③確認を受けない幼稚園」=私学助成により運営する幼稚園

< 2号認定 >

区分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		1,577	1,516	1,473	1,439	1,414
確保方策	②特定教育・保育施設	1,720	1,720	1,720	1,720	1,720
過不足：②-①		143	204	247	281	306

< 3号認定 (0歳) >

区分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		227	225	224	222	221
確保 方策	②特定教育・保育施設	213	213	213	213	213
	③地域型保育	14	14	14	14	14
	合計	227	227	227	227	227
過不足：(②+③) - ①		0	2	3	5	6

< 3号認定 (1~2歳) >

区分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		916	896	888	880	873
確保 方策	②特定教育・保育施設	908	908	908	908	908
	③地域型保育	24	24	24	24	24
	合計	932	932	932	932	932
過不足：(②+③) - ①		16	36	44	52	59

図表 6-4 0-2歳児の保育利用率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率 (%)	38.3%	39.0%	39.4%	39.7%	40.0%

※保育利用率は、国の指針に基づき、各年度の0-2歳の推計子ども数(図表6-2)に対する3号認定の利用定員数(図表6-3の0-2歳児の確保方策)の割合をもとに算出(少数点第2位を四捨五入)。

(2) 教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保

幼稚園、保育所（園）、認定こども園等では、子どもたちの健やかな育ちを確保するため、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」等に基づく教育・保育を推進し、園での安定した生活やさまざまな体験を重ねる中で子どもの発達を促していきます。また、子どもたちの健康な体を育むため、園での食育の推進にも努めていきます。さらに、幼稚園教諭・保育士の合同研修会を継続的に開催し、教育・保育の専門的な知識等を学び、それぞれの特色ある保育について学び合うことにより幼稚園教諭・保育士の資質向上を図るとともに、幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校との連携をさらに促進し、小学校への円滑な接続ができる環境づくりを推進していきます。

(3) 認定こども園の普及にかかる基本的な考え方

子ども・子育て支援新制度は、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しております。現在、本市では、幼保連携型認定こども園4園が県の認可を受けています。普及にあたっては、子ども・子育て会議において、都度検討いたします。

(4) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育における実費徴収費用を助成していきます。

(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」について、保護者への支払いが年4回以上となるよう、施設等利用給付の適正な支給の確保に取り組むこととしています。



3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等

(1) 妊産婦健診

妊婦や出産後間もない産婦の健康の保持及び増進を図るため、健康診査の受診を促進し、費用の助成を行います。また、母子健康手帳交付時には、面談やアンケートにより妊婦の体調や妊娠中における状態の把握や相談を実施し、適切な支援につなげています。

図表 6-5 妊婦健康診査の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
量 の 見 込 み	人数（人）	989	981	974	967	961	
	妊婦健診	1人あたり健診回数（回）	14	14	14	14	14
		延べ健診回数（回）	11,868	11,772	11,688	11,604	11,532
	産婦健診	1人あたり健診回数（回）	2	2	2	2	2
延べ健診回数（回）		1,483	1,471	1,461	1,450	1,141	
確保方策		県内委託医療機関及び助産所において、概ね国が定める基本的な妊産婦健康診査項目を実施します。また、県外医療機関にて健診を受診した場合にも助成制度があります。					

(2) 赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握と乳児の健やかな成長・発達の支援を行います。

図表 6-6 赤ちゃん訪問の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	訪問家庭の実数（件）	989	981	974	967	961
確保方策		乳児家庭における全戸訪問の実施体制を、引き続き確保していきます。				

(3) 養育支援訪問事業

母子健康手帳交付時や母子保健事業、関係機関からの連絡等により把握された養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を訪問し養育に関する指導・助言等を行います。

図表 6-7 養育訪問支援事業の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	訪問家庭数（件）	60	60	60	60	60
	訪問延べ件数（件）	150	150	150	150	150
確保方策		現状の養育支援訪問の実施体制を、引き続き確保していきます。				

(4) 利用者支援事業

市民の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

現行の事業体制を維持してだけでなく、広く利用してもらえよう、事業の周知に努めます。また、令和2年度より母子保健型を新たに実施していきます。

図表6-8 利用者支援事業の量の見込みと確保方策

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（か所）		4	4	4	4	4
確保方策 （か所）	基本型	2	2	2	2	2
	特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
	合計	4	4	4	4	4

(5) 子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）

乳幼児とその保護者が交流できる場を提供し、子育て情報の提供や相談に応じ、保護者同士の交流のきっかけづくりや子育ての不安や悩みの軽減につなげます。

現状の体制を維持しながら、一部就園児の利用を可能とする弾力的な運用をすることにより、利用人数の確保に努めます。施設の周知やさまざまな事業を行うことで、本事業のニーズに対する確保を図り、より多くの人に利用してもらえよう努めます。

図表6-9 子育て支援センター事業の量の見込みと確保方策【区域：合併前の旧行政区】

① 旧桑名地区

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延べ利用人数（人回／月）	7,011	7,362	7,730	8,117	8,523
	延べ利用人数（人回／年）	84,132	88,344	92,760	97,404	102,276
確保方策（か所）		5	5	6	6	6

② 多度地区

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延べ利用人数（人回／月）	235	247	259	272	286
	延べ利用人数（人回／年）	2,820	2,964	3,108	3,264	3,432
確保方策（か所）		1	1	1	1	1

③ 長島地区

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	延べ利用人数（人回／月）	740	777	816	857	900
	延べ利用人数（人回／年）	8,880	9,324	9,792	10,284	10,800
確保方策（か所）		1	1	1	1	1

(6) 一時保育（一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育を除く））、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業及び就学児を除く）

この2つの事業は乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う事業ですが、このうち一時保育は受入れ可能人数や開所日数等を参考とし、ファミリー・サポート・センター事業は過去の実績に基づいて確保方策を計上しています。

一時保育では、保育所（園）等において実施し、供給量の確保を図っています。また、ファミリー・サポート・センター事業では、援助会員の増加に努めることにより事業の提供体制の確保を図っています。現状の受入れ体制・実施施設を維持していくことで、利用ニーズに対する確保を図ります。

図表6-10 一時保育（一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育を除く））、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急型強化事業及び就学児を除く）の量の見込みと確保方策
【区域：市全域】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①量の見込み		延べ利用人数（人日）	11,663	11,123	10,769	10,490	10,262
確保 方策	②一時保育（一時預かり事業）	延べ利用人数（人日）	11,812	11,812	11,812	11,812	11,812
	③ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業及び就学児を除く）	延べ利用人数（人日）	1,235	1,235	1,235	1,235	1,235
(②+③) - ①			1,384	1,924	2,278	2,557	2,785

(7) 一時預かり事業（幼稚園の在園児を対象とした預かり保育）

保護者の希望に応じて、幼稚園の在園児及び認定こども園の1号認定にあたる在園児を対象として一時的に預かり、必要な保育を実施します。確保方策は、市内幼稚園の受け入れ可能人数や実績から計上しています。計画上では量の見込みに対して十分な確保数となっていますが、現状の受入れ体制・実施施設を維持していくことで、利用ニーズに対する確保を図ります。

図表6-11 一時預かり事業（幼稚園の在園児を対象とした預かり保育）の量の見込みと確保方策

【区域：市全域】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1号認定 延べ利用人数（人日）	15,654	15,053	14,621	14,292	14,038
	2号認定相当 延べ利用人数（人日）	68,479	65,848	63,958	62,519	61,409
	合計	84,133	80,901	78,579	76,811	75,447
②確保方策	延べ利用人数（人日）	96,600	96,600	96,600	96,600	96,600
	施設数	16	16	16	16	16
②-①		12,467	15,699	18,021	19,789	21,153

(8) 延長保育事業

保育所（園）・認定こども園等で通常の利用時間以外に引き続き保育を実施します。現状の体制・実施施設を維持していくことで、利用ニーズに対する確保を図ります。

図表6-12 延長保育事業の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	延べ利用人数（人日）	550	550	550	550	550
②確保方策	延べ利用人数（人日）	550	550	550	550	550
	施設数（箇所）	13	13	13	13	13
②-①		0	0	0	0	0

(9) 病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）

病気の子どもが集団や家庭で保育できない時に、必要な保育を実施する事業です。病児保育事業については、現在市内に開設している2箇所の利用定員及び開所日数を元に確保方を計上しております。ファミリー・サポート・センター事業は、援助会員の増加に努めることにより提供体制の確保を図ります。計画上では量の見込みに対して十分な確保数となっておりますが、現状の受入れ体制・実施施設を維持していくことで、利用ニーズに対する確保を図ります。

図表6-13 病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①量の見込み		延べ利用人数(人日)	1,092	1,125	1,159	1,194	1,230
確保 方策	②病児保育事業	延べ利用人数(人日)	5,976	5,976	5,976	5,976	5,976
		施設数(箇所)	2	2	2	2	2
	③ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業)	延べ利用人数(人日)	25	25	25	25	25
(②+③)-①			4,909	4,876	4,842	4,807	4,771

(10) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が病気や出産等、さまざまな理由により家庭において児童を養育することが困難となった場合、保護者の申し出により一時的に、児童養護施設等に養育・保護するものです。実施施設において、通年で1人程度の受入れが見込めることから、確保している体制を365人日として計上しています。また、保護者からの利用希望があった場合、早急に入所できる施設を探す必要があることから、実施施設の増加に努めていきます。

図表6-14 子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	延べ利用人数(人日)	70	70	70	70	70
確保 方策	延べ利用人数(人日)	365	365	365	365	365
	実施施設数(箇所)	14	14	14	14	14
	実施施設 (平成31年4月現在)	エスペランス桑名、エスペランス四日市、里山学院、真盛学園、みどり自由学園、聖マッテヤ子供の家、鈴鹿里山学院、児童養護施設ゆうりん、乳児院ましる、乳児院ほだか、竜陽園、衆善会				

※エスペランス四日市・里山学院は、乳児院と児童養護施設の2箇所分として実施施設数に計上

(11) ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

就学児を対象としたファミリー・サポート・センター事業は、子どもの保育所（園）等への送迎等の支援を受けたい人と、それを提供したい人とが会員になり、子育ての相互援助を行うものです。現状の受入れ体制・実施施設を維持していくことと共に、援助会員の増加に努めることにより利用ニーズに対する確保を図ります。

図表 6-15 ファミリー・サポート・センター事業（就学児）の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	延べ利用人数（人日）	2,277	2,277	2,277	2,277	2,277
②確保方策	延べ利用人数（人日）	2,277	2,277	2,277	2,277	2,277
②-①		0	0	0	0	0

(12) 学童保育（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもを対象として、放課後に適切な遊び・生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。中学校ブロック（中学校区を目安に近隣の小学校区の組み合わせにより設定）を区域として設定し、ニーズに対して確保を図っていきます。量の見込みはニーズ調査の結果を元に、小学生の人数推計や中学校ブロックにおける学童保育所の利用割合を勘案して、計上しています。事業の提供体制については、利用状況等を勘案しながら、ニーズに合わせて既存施設の受入拡大や、使用していない旧幼稚園舎の活用・小学校の空き教室等への移転を検討します。また、学童保育所のない小学校区では、新たに設置することを検討していくと共に、近隣地区の学童保育所での受入拡大も検討していきます。

図表 6-16 学童保育（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保方策【区域：中学校ブロック】

① 成徳中学校ブロック（大成・大和・深谷小学校区）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（人）	104	111	117	125	132
②確保方策（人）	104	111	117	125	132
実施事業所 （平成 31 年 4 月現在）	大成学童保育所日の本クラブ（大成小学校区）、大成第 2 学童保育所日の本クラブ（大成小学校区）、大和学童保育所あおぞら（大和小学校区）				
備 考	【参考】区域内関連施設・事業（平成 31 年 4 月現在）：深谷児童センター、深谷北児童センター				

② 明正中学校ブロック（益世・在良・桑部小学校区）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（人）	106	114	116	123	130
②確保方策（人）	106	114	116	123	130
実施事業所 （平成31年4月現在）	学童保育所たんぽぽ学童クラブ（益世小学校区）、在良学童保育所日の本クラブ（在良小学校区）、桑部学童保育所日の本クラブ（桑部小学校区）				

③ 光風中学校ブロック（精義・修徳小学校区）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（人）	71	77	80	80	80
②確保方策（人）	71	77	80	80	80
実施事業所 （平成31年4月現在）	学童保育所ウイング（修徳小学校区）、学童ブルーバード（修徳小学校区）				

④ 陽和中学校ブロック（日進・立教・城東・城南小学校区）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（人）	120	124	128	132	137
②確保方策（人）	120	124	128	132	137
実施事業所 （平成31年4月現在）	児童クラブ くわなっ子（日進小学校区）、ひまわり学童クラブ（日進小学校区）、学童シルバーなかよし（立教小学校区）、放課後サークルみえちゃん家（城南小学校区）				

⑤ 正和中学校ブロック（七和・久米小学校区）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（人）	84	84	85	88	89
②確保方策（人）	84	84	85	88	89
実施事業所 （平成31年4月現在）	七和学童クラブ（七和小学校区）、久米学童保育所「げんき」（久米小学校区）				

⑥ 陵成中学校ブロック（大山田東・大山田南・藤が丘小学校区）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（人）	266	277	289	295	295
②確保方策（人）	266	277	289	295	295
実施事業所 （平成31年4月現在）	大山田東学童保育所じゃんぼ（大山田東小学校区）、大山田東学童保育所じゃんぼⅡ（大山田東小学校区）、大山田東学童保育所じゃんぼⅢ（大山田東小学校区）、大山田南学童保育所クレヨン（大山田南小学校区）、大山田南学童保育所クレヨンⅡ（大山田南小学校区）、児童クラブパンの木（藤が丘小学校区）				

⑦ 光陵中学校ブロック（大山田北・大山田西・星見ヶ丘小学校区）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（人）	112	114	112	110	106
②確保方策（人）	112	114	112	110	106
実施事業所 （平成31年4月現在）	大山田学童保育所コスモスクラブ（大山田北小学校区）、大山田学童保育所コスモスクラブ西（大山田西小学校区）、星見ヶ丘学童保育所太陽の子（星見ヶ丘小学校区）				

⑧ 多度中学校ブロック（多度東・多度中・多度北・多度青葉小学校区）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（人）	76	74	75	74	71
②確保方策（人）	76	74	75	74	71
実施事業所 （平成31年4月現在）	多度学童保育所うりんこ（多度中小小学校区）、多度第2学童保育所（多度中小小学校区）				
備 考	【参考】区域内関連施設・事業（平成31年4月現在）：放課後子ども教室（多度青葉小学校、多度東小学校）				

⑨ 長島中学校ブロック（長島北部・長島中部・伊曽島小学校区）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（人）	179	183	178	178	176
②確保方策（人）	179	183	178	178	176
実施事業所 （平成31年4月現在）	学童保育所どんぐり（長島中部小学校区）、長島中部学童保育所 レインボー（長島中部小学校区）、放課後児童クラブレインボー駅前（長島中部小学校区）、学童保育所ほっぷ（長島北部小学校区）、放課後児童クラブはなまる学童保育所（伊曽島小学校区）				

⑩ 全ブロック（全小学校区合計）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（人）	1,118	1,158	1,180	1,205	1,216
②確保方策（人）	1,118	1,158	1,180	1,205	1,216
②-①	0	0	0	0	0

図表 6-17 学童保育（放課後児童クラブ）の全ブロックの量の見込みと確保方策の学年別の内訳

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1年生	335	347	354	362	365
2年生	279	289	295	301	304
3年生	224	232	236	241	243
4年生	168	174	177	181	182
5年生	56	58	59	60	61
6年生	56	58	59	60	61
合計	1,118	1,158	1,180	1,205	1,216

(13) 放課後子ども総合プランの推進

学童保育（放課後児童クラブ）と放課後子ども教室の事業の実施にあたっては、教育委員会と福祉部局にて情報共有を行い、それぞれの事業の連携を行います。放課後子ども教室については、活動団体と情報共有を行いつつ、今後の在り方を検討していきます。学童保育（放課後児童クラブ）については、下記の事項を検討していきます。

- ・安心・安全のため、小学校の敷地内や空き教室等への移転
- ・長期休暇のみの利用や開所時間の延長等の柔軟な利用ができる体制
- ・関係機関との連携等により、配慮が必要な子どもも安心して過ごせる体制
- ・子どもの健全な育成を図る役割を維持するため、保育の質の確保
- ・市ホームページ等にて事業の周知

① 学童保育（放課後児童クラブ）の令和6年度に達成されるべき目標事業量

	平成30年度の 利用人数		令和6年度の 目標事業量	備考
学童保育(放課後児童クラブ)	882人		1,216人	目標事業量は、(12) (①～⑨の合計)の確保方策の数値

② 放課後子ども教室の令和5年度までの整備計画

	平成31年4月 現在の箇所数		令和6年度の 目標箇所数	備考
放課後子ども教室	2か所		2か所	詳細については、109頁を参照